

次世代育成支援対策推進法に基づく一般行動計画

社員が仕事と生活を両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年(令和2年)11月1日から2023年(令和5年)10月31日までの3年間

2. 内容

目標 1 仕事と育児の両立支援

<対策>

育児・介護休業法に基づく育児休業や短時間勤務制度、時間外労働免除制度、労働基準法に基づく産前産後休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、健康保険法による出産手当金や出産育児一時金など諸制度の理解を促進させる

<実施時期>

2020年11月1日～

目標 2 ワークライフバランスの実現に向けた環境の整備

<対策>

年次有給休暇の取得を促進させる
在宅勤務制度の導入を検討する

<実施時期>

2020年11月1日～

以上